

特許
印紙
50,000

特許
印紙
5,000

作成見本

(55,000 円)

審判請求書

平成 年 月 日

特許庁長官 殿

1 . 審判事件の表示 登録第 号商標権の存続期間更新登録無効審判事件

2 . 請求人

住所 (居所) 神奈川県横浜市港東区東三丁目 3 番 3 号
電話番号 0 4 5 - 1 2 4 - 1 2 3 4
ファクシミリ番号 0 4 5 - 1 2 3 - 1 2 3 5
氏名 (名称) 神奈川株式会社
(代表者) 神奈川 一二

印

3 . 被請求人

住所 (居所) 千葉県千葉市本町三丁目 4 番 5 号
氏名 (名称) 千葉工業株式会社

4 . 請求の趣旨

登録第 号商標権についてなした、平成 年 月 日の存続期間の更新登録を無効とする、審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求めらる。

5 . 請求の理由

手続の経緯

出 願 平成 年 月 日

出願公告 平成 年 月 日
登 録 平成 年 月 日
存続期間更新登録出願 平成 年 月 日
登 録 日 平成 年 月 日
無効事由 本件登録商標は、平成 8 年改正前商標法第 48 条第 1 項
第 2 号により無効にすべきものである。
無効原因 本件登録商標は手続の経緯のところで説明したよう

に、平成 年 1 月 31 日の存続期間の更新登録出願に係り、同年 4 月 1 日にその登録がなされたものである。

本件登録商標は当初は株式会社 A の所有に係る権利であって、更新登録は B の出願によったものである。ところが、株式会社 A はすでに更新登録出願前 1 年の平成 年 1 月 15 日には清算を終えて解散の登記がなされ、会社は存続していないものである。

したがって、その後になされた譲渡証書による新権利者の出願は、当該商標権を継承してもいない者による出願である。

もし、その譲渡が会社解散前になされていたものであっても、特許庁に届け出なければ効力を生じないものであるから、本件登録商標の原商標権はやはり、その会社解散により消滅したものと見える。

6 . 証拠方法

甲第 1 号証 株式会社 A の閉鎖登記簿謄本により、解散日を証明する。
甲第 2 号証 株式会社 A の精算書によって、商標権について何らの定めをしていないことを証明する。

7 . 添付書類又は添付物件の目録

(1) 審判請求書副本 2 通
(2) 甲第 1 号証 閉鎖登記簿謄本 1 通
副本 2 通
(3) 甲第 2 号証 清算書謄本 1 通
副本 2 通